

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年11月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第57号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の6」を「第19条の7」に改める。

第3条第7号イ中「第19条の5第1号から第3号まで」を「第19条の6第1号から第3号まで」に改める。

第5章中第19条の6を第19条の7とし、第19条の5を第19条の6とする。

第19条の4第1号中「前条第1項」を「第19条の3第1項」に改め、同条を第19条の5とし、第19条の3の次に次の1条を加える。

(長屋の構造等に関する特例)

第19条の4 建築基準条例第8条第2号イに規定する別に定める界壁は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令第112条第3項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分に存するもの
- (2) 間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件(平成26年8月22日国土交通省告示第860号)の規定に適合するもの

2 建築基準条例第8条第3号に規定する別に定める基準は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年6月21日国土交通省告示第194号)第4第1号イ(外壁開口部設備については、同号(10)ただし書に規定する開口部に設けるものに限る。)に規定する構造方法とする。

第28条第1項を次のように改める。

法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次に掲げるもの(令第16条第1項に規定する建築物を除く。)とする。

- (1) 別表第5の中欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表の右欄に掲げる床面積の合計の欄に掲げる面積を超えるもの
- (2) 次に掲げる用途に供するもので、その用途に供する地階又は3階以上の部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの(避難階(令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。)以外の階を法別表第1(1)の項から(4)の項までに掲げる用途

に供しないものを除く。)

ア 別表第5 1の項から3の項まで、7の項又は8の項に掲げる用途

イ 別表第5 4の項又は5の項に掲げる用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年1月21日国土交通省告示第240号）第1第2項に掲げる高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に限る。)

(3) 別表第5 6の項に掲げる用途（学校又は体育館若しくは令第115条の3第2号に規定する用途（学校に附属するものに限る。）を除く。）に供するもので、その用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（避難階以外の階を法別表第1(1)の項から(4)の項までに掲げる用途に供しないものを除く。)

(4) 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
第28条第2項本文中「左欄」を「中欄」に改める。

第29条第1項を次のように改める。

法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

(1) 随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）であって、前条第1項第2号から第4号までに掲げる建築物に設けるもの

(2) 法第28条第2項ただし書若しくは第3項に規定する換気設備（自然換気設備を除く。）で風道を有するもの、排煙機若しくは送風機を有する排煙設備又は非常用の照明装置であって、別表第7の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計を超えるものに設けるもの

第29条第2項第2号中「防火設備」の右に「及び前項第1号に掲げる防火設備」を加え、同項第3号中「前項」を「前項第2号」に改める。

別表第5中

「

用	途
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外に客席を有するものを除く。）、公会堂又は集会場	

病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
ホテル又は旅館
下宿，共同住宅又は寄宿舍（昭和56年5月31日以前に工事に着手したものに限る。）
令第115条の3第1項第1号に掲げる児童福祉施設等
学校，体育館，博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場
百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店又は飲食店
自動車車庫，自動車修理工場，映画スタジオ又はテレビスタジオ
事務所その他これに類する用途（当該用途に供する建築物の階数が5以上である場合に限る。）
前各項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの

を

区分	用途
1	劇場，映画館，演芸場，観覧場（屋外に客席を有するものを除く。），公会堂又は集会場
2	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
3	ホテル又は旅館
4	下宿，共同住宅又は寄宿舍（昭和56年5月31日以前に工事に着手したものに限る。）
5	令第115条の3第1項第1号に掲げる児童福祉施設等
6	学校，体育館，博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場
7	百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
8	キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，

に改め

	公衆浴場， 待合， 料理店又は飲食店
9	自動車車庫， 自動車修理工場， 映画スタジオ又はテレビスタジオ
10	事務所その他これに類する用途（当該用途に供する建築物の階数が5以上である場合に限る。）
11	前各項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの

」

る。

別表第8令第16条第3項第2号に掲げる特定建築設備等の項中「特定建築設備等」を「防火設備及び第29条第1項第1号に掲げる防火設備」に、同表法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等の項中「法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等」を「第29条第1項第2号に掲げる建築設備」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和元年12月25日までの間におけるこの規則による改正後の京都市建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第28条第1項第2号から第4号までに規定する特定建築物に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「3月以内」とあるのは「9月以内」とする。

3 この規則の施行の日から令和元年12月25日までの間における改正後の規則第29条第1項第1号に規定する特定建築設備等に関する同条第4項の規定の適用については、同項中「3月以内」とあるのは「9月以内」とする。

(都市計画局建築指導部建築審査課及び同部建築安全推進課)